

令和2年度特別非常勤講師（医師講師）募集について（案内）

登録できる人

- 1 医師免許を有する人
- 2 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない人

勤務条件等の概要について

業務内容	教科の授業（付随する準備や評価を含みます）												
任用形態	期間の定めあり 担当する授業の時間割に応じて勤務していただきます。												
条件付採用期間	条件付採用期間あり（1月）												
勤務地	大阪府立大阪南視覚支援学校												
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬額及び交通費を支給 ・報酬額：授業1時間（授業の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含みます。ただし、授業1時間が50分に満たない場合は、授業に連続する準備や評価の時間と合算して60分）につき、4,820円を支給します。 ・交通費：通勤の事実の確認及び交通費の決定は届出に基づき行います。 ・昇給、勤勉手当、退職手当：なし ・期末手当：あり（ただし、任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者（*）に限ります。） <p>（*）「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは次のいずれかの者のことをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①任用期間全期間を平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 ②任用期間において月ごとに平均した週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者 												
支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間数の実績により計算した額が、翌月の10日（その日が週休日・休日にあたるときはその直前の銀行営業日）に支給します。												
勤務時間 休暇等	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間：担当する教科の授業時間割（付随する準備や評価の時間として授業の開始時刻の前5分、終了時刻の後5分を含みます。ただし、授業1時間が50分に満たない場合は、授業に連続する準備や評価の時間と合算して60分）に応じて勤務。 ・時間外勤務：なし ・休暇：6月を超えて勤務する者に対し、一定の基準により年次休暇を付与 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1週間あたりの勤務日数</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>年次有給休暇日数</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・特別休暇（有給・無給）：あり 	1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日	年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日
1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日								
年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日								
社会保険等	原則、社会保険（健康保険、厚生年金保険）の適用はありません。ご自身で国民健康保険等に加入していただくことになります。雇用保険は、1週間の勤務時間が20時間以上で31日以上任用期間がある場合、適用となります。												
災害補償	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによります。												
服務	地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。												
任命権者	大阪府教育委員会												

* なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認してください。

* 勤務時間が事業場を異にする労働時間と通算して法定労働時間を超過するときは、事実確認の上、勤務時間の変更等を行う場合があります。

* 標記の勤務条件等は令和元年2月1日現在で予定されている内容です。今後変更される場合があります。

その詳細については地方自治法及び地方公務員法並びに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、職員の分限に関する条例、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則(平成31年大阪府教育委員会規則第21号)等の関係法令により定められています。